

# 第 8 教 育 訓 練

## 第 8 教育訓練

### 1 広島県消防学校の沿革

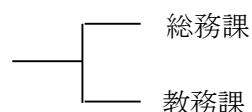
- 昭和 18 年 7 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置  
 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置  
 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転  
 昭和 57 年 4 月 現在地（広島市安佐北区倉掛二丁目）に校舎を建設し移転

### 2 組織及び職員数（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(1) 組織

校 長 ——— 教 頭（兼）総務課長

(2) 職員数



(単位：人)

区 分	校長	教頭	課長	主任教諭	教諭	主査	主任 (エルダール)	舎監	計
総務課	1	1				2	1		5
教務課			1 (1)	2	8 (7)			2	13 (8)
計	1	1	1 (1)	2	8 (7)	2	1	2	18 (8)

※ ( ) は県内消防本部からの派遣職員数で内数

### 3 施設の概要

(1) 土地 36,879.00 m<sup>2</sup> (平地部 29,276.00 m<sup>2</sup>, 法面 7,603.00 m<sup>2</sup>)

(2) 建物等 7,271.31 m<sup>2</sup>

本 館 (2 階建)	延 2,222.50 m <sup>2</sup>
学 生 寮 (3 階建 23 室 収容可能人数 136 人)	延 2,074.59 m <sup>2</sup>
屋内訓練場 (平屋一部 2 階建)	延 1,043.51 m <sup>2</sup>
訓 練 塔 (地上 8 階地下 1 階)	延 756.00 m <sup>2</sup>
実践的消火訓練施設 (地上 4 階)	延 571.46 m <sup>2</sup>
車庫、その他	延 603.25 m <sup>2</sup>
屋外訓練場 (グラウンド)	12,600.00 m <sup>2</sup>
水難救助訓練施設 (プール) 12m×25m 深さ 1.1~5.0m (約 900m <sup>3</sup> )	
ガレキ救助訓練施設	使用面積 300.00 m <sup>2</sup>
土砂災害対応訓練施設	使用面積 100.00 m <sup>2</sup>

#### 4 教育訓練の概要

##### (1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

##### (2) 教育訓練の内容

###### ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記の教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

###### イ 消防職員に対する教育訓練の内容

令和4年度中における消防職員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容
初 任 教 育	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。
専 科 教 育	救 急 科 救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要の専門的な知識・技術を修得させる。
	救 助 科 救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、旺盛な士気と強靱な体力を養成する。
	予 防 査 察 科 査察行政に関する知識・技術及び建築物、消防用設備等に関する知識・技術を修得させる。(行政指導、違反処理等についての考察を含む。)
	警 防 科 防災関係法令の専門的知識、災害対策に関する知識、各種災害事象に対する基本的消防戦術、災害現場において適切・効果的な指揮ができる知識・技術を修得させる。
教 育 部 初 級 幹 部 科	初級幹部（主として消防司令補級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。

特別教育	救急救命士教育	【スキルアップコース】 救急救命士の再教育の一環として、県MC協議会が策定した「プロトコル」の内容等を総合的に理解させ、救急救命士としての知識・技術の向上を図る。 【リーダーシップコース】 救急業務の指導者としての立場から、救急隊員教育のために必要な各種教育を企画・運営する能力を修得させる。
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	救急現場において、気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行でき、事故発生時に適切に対処できる技術を修得させる。
	現場指揮者養成教育	現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	上級救助隊員コース	高度救助隊等の要件となる「人命救助に関する専門的かつ高度な技術・知識」を修得させる。
	JPTECインストラクターコース	JPTECプロバイダーコースで学んだ知識、技術を有することを前提に、病院前救急医療の概念を理解し、指導に関する知識、技術を習得した指導者を育成する。

#### ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

令和4年度中における消防団員に対する教育訓練の課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
教専育科	機 関 科	消防用車両等の運行及び消防ポンプの運用に関する知識・技術を修得させる。
幹部教育	上 級 幹 部 科	上級幹部（団長、副団長級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (分団指揮課程)	分団本部等で指揮を行うために必要な知識・技術を修得させる。
	指 揮 幹 部 科 (現場指揮課程)	消火・救助・避難誘導・災害情報の収集伝達等の現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	初 級 幹 部 科	初級幹部（部長、班長級）に必要な知識・技術を修得させる。
特別教育	訓練指導員科 (県訓練指導員)	消防団員の防災技術の向上を図るため、教育訓練の指導に必要な知識・技術を修得させる。
	訓練指導員科 (市町訓練指導員)	消防団員に係る訓練礼式及びポンプ操法の指導者として必要な知識・技術を修得させる。
	一 日 入 校	訓練礼式、消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させる。

#### 5 教育訓練の実施状況

令和4年度中における消防職員の教育訓練実績は第1表、消防団員の教育訓練実績は第2表のとおりである。

第1表 令和4年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育種別  本部名	初 任 教 育  (第108期)	専科教育					幹部 教育  初級 幹部 科  (第23期)	特別教育						合 計
		救 急 科  (第48期)		救 助 科  (第46期)	予 防 査 察 科  (第10期)	警 防 科  (第15期)		救 急 救 命 士 育 教  ス キ ル ア ッ プ コ ー ス  リ ー ダ ー シ ッ プ コ ー ス		ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡 講 習	現 場 指 揮 者 養 成 教 育 (第8期)	上 級 救 助 隊 員 コ ー ス (第5期)	J P T E C イ ン ス ト ラ ク タ ー コ ー ス	
広島市消防局	48	20	21	14				14	8	4			4	133
呉市消防局	18	11	11	6	4	1	2	2	2	3	1	4	1	66
三原市消防本部	7	3	3	2	2	1	1	2	2	2	1		2	28
尾道市消防局	3	3	3	3	4	2	1	2	2		2	2	1	28
大竹市消防本部				2	2	2	1		1		1	2	1	12
東広島市消防局	9	4	4	4	3	2	2	1	1	2	3	3		38
廿日市市消防本部	2	1		3	2	1	1	2	3	2	2	2	1	22
安芸高田市消防本部	3		2	2				1	1		1			10
江田島市消防本部	3	2	1	1	1			2	1					11
府中町消防本部			1	2	2			1			1	1		8
北広島町消防本部	3	3				1		1	1		1	1	1	12
備北地区消防組合消防本部	7	3	3	4	2	3	3	2	2	2	2	1	2	36
福山地区消防組合消防局	8	6	5	15	6	3	3	3	3	3	3	2	3	63
宇部・山陽小野田消防本部			1											1
合 計	111	56	55	58	28	16	14	33	27	18	18	18	16	468

第2表 令和4年度消防団員市町別教育訓練実績表

(単位:人)

市町名	機関科	上級幹部科	指揮幹部科		初級幹部科	訓練指導員科 (県指導員)	訓練指導員科 (市町指導員)	一日入校	合計
			分団指揮課程	現場指揮課程					
1 広島市	13	2	8	7	1	7	21	43	102
2 呉市	3	6	6	4		4	9	11	43
3 竹原市		3				2	6		11
4 三原市		2	1	1		4	4		12
5 尾道市	4	2	2	2	4	6	7	18	45
6 福山市	8		8			7			23
7 府中市						3	23	28	54
8 三次市	2	3	3	2		7	13		30
9 庄原市		6	1			4	8		19
10 大竹市		2	1	1	1	2			7
11 東広島市	4	3	2	5		4	9		27
12 廿日市市	4	2	2		3	4	7		22
13 安芸高田市		5				3	5		13
14 江田島市		5	5	5		4	4		23
15 府中町		1		3		1	1		6
16 海田町		2	1	1		1			5
17 熊野町						1	5		6
18 坂町		3	1				3		7
19 安芸太田町		1				2	5		8
20 北広島町		3				3	10		16
21 大崎上島町									
22 世羅町		2				2			4
23 神石高原町	3			7		4	10		24
合計	41	53	41	38	9	75	150	100	507